

みどりの協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第22条に規定する協定を締結するについて必要な事項を定めるものとする。

(協定の対象行為)

第2条 協定の対象行為は、土地の区画形質の変更又は水面の埋立を伴う次の各号に掲げる行為及び建築物の建築を伴う大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条に規定する行為であって、当該行為に係る一団の土地の面積が1ヘクタール以上のものとする。

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条に規定する行為
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条に規定する行為
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する行為
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する行為
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項第1号から第10号、第21条第3項第1号（第20条第3項第15号及び第16号に掲げる行為は除く）から第2号及び第33条第1項に規定する行為
- (6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第7条第1項及び第8条第1項に規定する行為
- (7) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第7条第1項に規定する行為
- (8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に規定する行為
- (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する行為
- (10) 都市計画法第29条第1項第3号に規定する開発行為で、神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）第3条第1項に規定する行為
- (11) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第8条第1項及び第14条第1項に規定する行為
- (12) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第19条第1項第1号から第8号及び第21条第1項に規定する行為
- (13) 土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）第3条第1項に規定する行為
- (14) 自然環境保全条例第8条及び第14条第1項第1号から第7号に規定する行為
- (15) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第9条第1項に規定する行為
- (16) 県内市町村の風致地区条例において、許可を要する行為として規定する行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、協定の対象としない。

- (1) 開発区域の全面積が農地の一時転用に係る行為
- (2) 農地の造成を主たる目的とする行為であって、その全面積を農地として利用するもの及び全面積または一部が農業振興地域整備計画に位置づけられたもの

- (3) 専ら道路の建設を目的とする行為
- (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条に規定する工場及び事業場の設置に係る開発行為
- (5) 市街化区域内における分譲を前提とした開発行為のうち、分譲後は区画ごとに所有権が移転し、管理組合等の設立の予定または見込みがないもの
- (6) 恒久的に設置されないイベント施設等で、使用期間終了後の施設等の取り壊しがあらかじめ予定されているもの
- (7) その他、別表緑化基準による緑化指導が不適当な行為と知事が認めたもの

（協定の締結）

第3条 前条に規定する協定の対象行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者（以下「開発行為者」という。）は、当該開発行為に係る知事若しくは国の機関の許可等を受け、または当該開発行為をするについて知事に届出をする際に知事と協定を締結するものとする。ただし、前条第1項第10号に規定する開発行為をしようとする者については、神奈川県土地利用調整条例第5条に基づく開発計画を適当とする審査結果通知書の交付を受けた際に知事と協定を締結するものとする。

2 開発行為者は、協定の締結に際しあらかじめ知事と協議の上、別紙緑化基準に基づき当該開発行為に係る区域（以下「協定区域」という。）の自然環境の維持及び回復その他自然環境の保全を旨とした計画（以下「緑化計画」という。）を策定するものとする。

なお、協定区域は当該開発行為に係る許可または届出の区域と同一とし、開発行為者及び開発目的を同一とする2箇所以上にわたる開発行為で、これらが近接し、法令がその開発行為を一団の土地とみなすときは、法令の判断に従い、一括して協定の対象とする。

3 開発行為者は、前項の場合において、緑化計画に基づく緑化事業（以下「事業」という。）の実施に関し開発行為者以外の権利者が存するときは、事業の実施等につきあらかじめ当該権利者から同意を得るものとする。

（小規模開発行為の協定締結）

第3条の2 第2条に規定する開発行為で、当該行為に係る一団の土地の面積が1,000平方メートル以上1ヘクタール未満の開発行為をしようとする者が、本要綱のみどりの協定の締結を希望し、その旨を知事に申し出た場合には、協定を締結できるものとする。

（国、地方公共団体等が行う行為の特例）

第4条 知事は、国、地方公共団体が開発行為又はこれに類する行為をしようとする場合は、当該行為に係る緑化について第3条第2項の場合に準じ協議を求めることができるものとする。

2 知事は、公社、公団、その他公共団体に準ずる団体が開発行為又はこれに類する行為をしようとする場合は、協定の締結を求めることができるものとする。この場合において、協定の締結については第3条の規定を準用する。

(履行の確保)

第5条 協定を締結した開発行為者（以下、「協定締結者」という。）は、協定事項を誠実に履行しなければならない。

- 2 協定締結者は、緑化計画に基づく事業が完了したときは、知事にその旨を報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の完了報告が行われた時は、速やかに現地確認を行い、事業の完了を認めるときは、その旨を協定締結者に通知するものとする。
- 4 知事は、前2項のほか、協定締結者に対して協定の履行に関し、必要な報告を求め、現地調査を行うことができるものとする。
- 5 知事は、協定事項の履行の確保のため必要に応じて助言、指導等を行うことができるものとする。
- 6 知事は、協定事項の履行の確保のため特に必要があると認めるときは、あらかじめ履行の確保のため必要な措置を求めることができるものとする。

(協定違反に対する措置)

第6条 知事は、協定締結者が協定事項に違反していると認めるときは、相当の期間を定め協定事項を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

(協定区域の表示)

第7条 協定締結者は、協定区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、協定締結の日から10年とし、原則として更新するものとする。

(緑化計画の変更)

第9条 協定締結者は、緑化計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、協定区域の変更を伴い、当該開発行為に係る知事等の許可等を改めて行うものについては、協定を再締結するものとする。

(協定事項の継承)

第10条 協定締結者は、協定事項の履行に係る土地の所有権その他の権利の得喪又は移転を行おうとするときは、あらかじめ協定事項の継承について知事に届け出るものとする。なお、分譲を前提とした開発行為のうち、分譲後は区画ごとに所有権が移転する案件において、管理組合等の設立が予定されている場合はその設立後に管理組合等に協定を継承することとし、予定がない場合には協定の締結時に分譲後の扱いを定めることとする。

(市町村等との調整)

第 11 条 知事は、市町村が本要綱と同様な協定制度あるいはこれに準じた制度を有し、この要綱が対象とする行為について適用される場合は、当該市町村長と協議の上、当該制度の適用をもって本要綱の適用にかえることができるものとする。

2 知事は、当分の間、第 2 条に規定する開発行為に係る許認可権限又は開発行為の届出を受理する権限を市町村長が有する場合において、当該市町村長からの要請がある場合は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市町村長の許可等の際に開発行為者と協定を締結できるものとする。

(委 任)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日までに知事に緑化計画書の提出のあった開発行為に係る協定の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日までに知事に緑化計画書の提出のあった開発行為に係る協定の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

3 この要綱の施行の日までに締結された協定に係る第 8 条に規定する更新及び第 9 条に規定する協議並びに再締結の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に締結されている協定については、改正後の規定に係わらず、当該協定の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日までに知事に緑化計画書の提出のあった開発行為に係る協定の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

3 この要綱の施行の際、現に締結されている協定については、改正後の規定に係わらず、当該協定の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。